

2017年10月25日

鈴木工業株式会社 行動計画（第4回）

鈴木工業株式会社は、2005年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の働き方を見直し、育児休業など社内制度の充実を図り、働きやすい職場環境を作る事をおこないます。

本計画では、第3回行動計画期間だけでは不十分であった事項に再度取り組み、実態に即した効果的な取組となるよう随時見直しを行い、その検討結果などを適宜反映することとします。

1. 計画期間 平成30年1月1日～平成32年12月31日まで
2. 内容

目標1 育児休暇を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備します。

〈対策と実施機関〉

- 平成30年1月～ 従業員に対し、就業規則の説明を研修や社内報を通じて継続して実施し周知を行います。
- 平成30年1月～ 管理職の育児休業に対する意識向上を図る。
- 平成30年1月～ 1人以上の男性の育児休業取得者を達成する。

目標2 所定外労働時間の削減のための措置を実施します。

〈対策と実施機関〉

- 平成30年1月～ 管理職の時間管理に対する意識向上を図る。
- 平成30年1月～ すでに設定されたノー残業デー（毎週水曜日）の実施を徹底する。

目標3 職場見学・就業体験学習活動の受け入れを行います。

〈対策と実施機関〉

- 平成30年1月～ 地域小、中、高及び大学生の職場見学・就業体験活動を行います。